

『大阪の住まい活性化フォーラム』規約

(名称)

第1条 本会は、大阪の住まい活性化フォーラム(以下、「本フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本フォーラムは、空家の適正管理等及び空家対策によるまちづくりの促進、既存住宅の質やイメージの向上、府民が安心して住める市場の環境整備の観点から、既存住宅流通・リフォームリノベーション市場の活性化を図り、もって府民の住生活の向上と大阪の地域力や安全性の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本フォーラムは、第2条の目的を達成するために、以下に掲げる事業を行う。

- (1) 府民や事業者等への情報提供に関すること
- (2) 既存住宅流通・リフォームリノベーション市場の環境整備に関すること
- (3) 調査及び研究に関すること
- (4) その他、本フォーラムの目的を達成するために必要な活動に関すること

(会員)

第4条 本フォーラムの会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、別表1の団体とする。
- (2) 特別会員は、本フォーラムの目的に賛同し、本フォーラムの事業を積極的に賛助するため入会した別表2の市町村、及び国又は市町村が全額出資する団体とする。
- (3) 賛助会員は、本フォーラムの目的に賛同し、本フォーラムの事業を積極的に賛助するため入会した別表3の民間団体及び民間事業者等とする。

(入会及び会費等)

第5条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

- 2 会長は、前項の入会を認める場合は、総会の承認を受けなければならない。
- 3 特別会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。
- 4 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、大阪府は、これを免除する。
- 5 前四項の他、入会及び会費について必要な事項は、規則に定める。

(任意退会)

第6条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の場合において、未納の会費があるときは、これを完納しなければならない。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員の権利及び義務は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、本フォーラムの事業に参加するとともに、総会に出席し、各1個の表決権を有し、本フォーラムの事業に対し、意見を述べることができる。
- (2) 特別会員及び賛助会員は、本フォーラムの事業に参加することができる。
- (3) 会員は、本フォーラムの規約を遵守しなければならない。

(権利の停止及び除名)

第8条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりその期間を定めて、その権利を停止又は除名することができる。

- (1) 本フォーラムの事業を妨げ、本フォーラムの名誉を損する行為をしたとき
- (2) 本フォーラムの規約、規則又は総会の議決に反する行為をしたとき
- (3) 規則に定める入会の資格等を満たさなくなったとき

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、第6条及び前条による除名のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき

(役員)

第10条 本フォーラムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

2 役員は、正会員の役職員の中から選任する。

3 役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

4 会長、副会長及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

6 役員は、辞任または任期満了後においては、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

7 役員は無報酬とする。

(役員職務)

第11条 会長は、本フォーラムを代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本フォーラムの会計の監査を行い、その結果を総会に報告する。

(顧問)

第 12 条 本フォーラムに、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 顧問は、会長の諮問に答え、会長に対し、意見を述べることができる。

(事務局)

第 13 条 本フォーラムの事務局は、大阪府住宅まちづくり部居住企画課に置く。

2 事務局は、本フォーラムの運営のために必要な事務を処理する。

(総会)

第 14 条 総会は、毎会計年度 1 回、会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 総会の議長は、会長又はその代理者が務めるものとする。

4 総会は、正会員の過半の出席により成立する。

5 総会の議事は、出席した正会員の過半数の賛成により決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

6 会長が必要と認める時には、総会に、特別会員、賛助会員、顧問及びその他の外部の有識者等を出席させることができる。

(総会の議決事項)

第 15 条 総会は次の事項を議決する。

(1) 会員の資格に関する事項

(2) 規約の変更

(3) 役員を選任

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 事業報告及び収支決算

(6) その他本フォーラムの運営に関する重要な事項

2 賛助会員及び特別会員の入会に係る前項第 1 号の事項については、第 14 条の規定に関わらず、入会しようとする団体が規則に定める入会の資格等を満たすことについて、当該団体からの入会申込書に基づき事務局が確認したときは、その入会に関する議案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

3 前項の議決があったときは、第 1 項第 2 号の事項については、総会の議決があったものとみなす。

(部会)

第 16 条 第 3 条の事業を行うため、必要に応じて本フォーラムに部会を設置することができる。

2 部会に関する必要な事項については、別に定める。

(会計)

第 17 条 本フォーラムの経費は、正会員及び賛助会員の会費並びにその他の収入をもって、これにあてる。

2 本フォーラムの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(解散)

第 18 条 本フォーラムは、総会において、正会員の表決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議により解散することができる。

2 本フォーラムが解散する場合における財産の処分については、規則に定める。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、本フォーラムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、本フォーラムの設立の日(平成 24 年 12 月 6 日)から施行する。

2 本フォーラムの設立当初の役員の任期は、第 10 条の規定に関わらず、設立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

3 本フォーラムの設立当初の会計年度は、第 17 条の規定に関わらず、設立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この規約は、平成 29 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和元年 6 月 6 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 3 年 7 月 7 日から施行する。

別表 1(規約第 4 条第 1 号)

正会員一覧

令和3年7月7日

区分	団体名	備考
リフォーム	大阪府住宅リフォームマイスター制度推進協議会	
リノベーション	一般社団法人 リノベーション協議会	
建築防災	一般財団法人 大阪建築防災センター	
住宅全般	一般財団法人 大阪住宅センター	
建築士	公益社団法人 大阪府建築士会	
	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会	
	公益社団法人 日本建築家協会近畿支部 大阪地域会	
住宅開発	一般社団法人 不動産協会関西支部	
	一般社団法人 関西住宅産業協会	
住宅流通	一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会	
	公益社団法人 全日本不動産協会大阪府本部	
金融機関	独立行政法人 住宅金融支援機構近畿支店	
住宅履歴	一般社団法人 住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会	
空き家相談	一般社団法人 全国空き家相談士協会関西支部	
インスペクション	特定非営利法人 日本ホームインスペクターズ協会 近畿エリア部会	
公的住宅	大阪府住宅供給公社	
行政	大阪府	

別表 2(規約第 4 条第 2 号)

特別会員一覧

平成 29 年 11 月 13 日

区分	団体名	備考
市町村	府内全43市町村	
その他	独立行政法人 都市再生機構西日本支社	

別表 3(規約第 4 条第 3 号)

賛助会員一覧

令和4年1月 31 日

企 業 ・ 団 体 名
一般社団法人 関西建築業協議会
社団法人 大阪府木材連合会
株式会社コスモシステム
住空間創造ゆいまーる(大栄住宅)
サンヨーリフォーム株式会社
株式会社日住サービス
株式会社平田タイル
株式会社シンプルハウス
TOTO株式会社 関西支社
阪急阪神不動産株式会社
牧主都市開発株式会社
株式会社住宅あんしん保証
大阪ガスマーケティング株式会社
有限会社工房サト
近鉄不動産株式会社
株式会社 ユニソン
株式会社LIXIL 営業カンパニー関西支社
山下硝子建材株式会社
NPO 法人「人、家、街 安全支援機構」
大阪府中小建設業協同組合(建設コープおおさか)
アジア太平洋トレードセンター株式会社(ATC輸入住宅促進センター)
株式会社ノーリツ
NPO 法人「信頼できる工務店選び相談所・求められる工務店会」
NPO法人 「社の極」
一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会近畿支部
NPO法人 福祉医療建築の連携による住居改善研究会
近畿外壁仕上業協同組合
日本木造住宅耐震補強事業者協同組合
大阪屋根工事業協同組合
NPO法人 大阪府住宅設備協会
大阪府建設事業者協会
大阪司法書士会

一般社団法人 大阪府不動産コンサルティング協会
株式会社 ダイコク
一般社団法人 JBN大阪
一般社団法人 既存住宅・空家プロデュース協会
大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会
株式会社 フル・プラス
株式会社THUMB'S
カザールホーム(株式会社日本インテリアサービス)
一般社団法人 住まい評価推進機構
一般社団法人 住宅長期支援センター
インスペクション関西有限責任事業組合
大阪府行政書士会
サンヨーホームズ株式会社
株式会社 池田泉州銀行
公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会
近畿税理士会
アムスエコ株式会社
株式会社 長井工務店
一般社団法人 さかい空き家バンク
NPO 法人 空家・空地管理センター
一般社団法人 相続ファシリテーター協会
特定非営利活動法人 空き家・空き地相談センター
住宅保証機構株式会社
特定非営利活動法人大阪空き家相談センター
NPO 法人全国空家問題相談センター
株式会社クラッソーネ
株式会社ホープホーム
一般社団法人 関西空き家活性化協会
株式会社 ARC 研築
寛道工房合同会社

『大阪の住まい活性化フォーラム』 会費等に関する規則

大阪の住まい活性化フォーラム(以下「本フォーラム」という。)が、本フォーラム規約(以下「規約」という。)に基づき定める入会及び会費、並びに本フォーラムの財産の処分等に関する規則を以下のとおり定める。

(入会の資格等)

第1条 特別会員として入会しようとする団体の入会資格等は、次のとおりとする。

- (1)本フォーラムの目的に賛同し、その実現に協力する団体であること
- (2)本フォーラムが実施する事業を積極的に賛助し、可能な限り参加する団体であること

2 賛助会員として入会しようとする団体の入会資格等は、次のとおりとする。

- (1)前項各号に該当する団体であること
- (2)所定の年会費を納入する団体であること
- (3)次のアからカまでにいずれにも該当しない団体であること

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ウ 入会申込日より2年以内に、建築基準法、建設業法、宅地建物取引業法その他住宅流通やリフォームに関係する法令に違反し処分等を受けたことがある者

エ 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者

オ 本フォーラムの事業を妨げ、本フォーラムの名誉を損するおそれがある者

カ 法人格を有する団体にあつて、その役員のうちアからオに該当するものがある者

3 正会員として入会しようとする団体の入会資格等は、次のとおりとする。

- (1)前項各号に該当する団体であること
- (2)正会員2団体以上の推薦を得た団体であること
- (3)正会員として入会することについて、総会の承認を受けた団体であること。

(会費の額)

第2条 正会員の会費の額は、年会費は1万円を1口とし、1口以上とする。

2 賛助会員の会費の額は、年会費は5千円を1口とし、1口以上とする。

(会費の納入等)

第3条 正会員及び賛助会員の会費は、請求の日から2月以内に納入する。なお、入会が期の半ばである場合については、入会日から2月以内に納入するものとし、減額等は行わない。

2 振込にかかる手数料等は、会員が負担する。

3 既納の会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

(財産の処分等)

第 4 条 規約第 18 条に基づき、本フォーラムが解散する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、本フォーラムと類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(規則の変更)

第 5 条 この規則の変更は総会において議決する。

附 則

- 1 この規則は、本フォーラムの設立の日(平成 24 年 12 月 6 日)から施行する。
- 2 本フォーラムの設立初年度の会費については、第 2 条の規定に関わらず、これを免除とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 6 月 6 日から施行する。